

熊本市新西部環境工場整備及び運営事業
運搬業務委託契約書(案)

平成 23 年 8 月

熊本市



運搬業務委託契約書

1 委託業務名 熊本市新西部環境工場整備及び運営事業 運搬業務委託

2 履行場所

3 履行期間 自 平成 28 年 3 月 1 日

至 平成 48 年 3 月 31 日

4 運搬業務委託費

百	拾	億	千	百	拾	万	千	百	拾	円
---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---

(うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 円)

5 契約保証金

上記の委託業務について、委託者熊本市と受託者[●]とは、おのおの対等な立場における合意に基づいて次の条項によって委託契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

なお、この契約は、熊本市議会において熊本市新西部環境工場整備及び運営事業にかかる工事請負契約締結が議決され工事請負契約の本契約が締結されたことを効力発生の条件とする停止条件附の契約とする。また、工事請負契約の本契約の締結が可決されなかった場合は、この契約を無効とし、市は一切の責任を負わない。

また、受託者が共同企業体を結成している場合は、受託者は、別に市に提出した共同企業体協定書により上記の委託業務を共同連帯して実施する。

この契約の証として、本書2通を作成し、当事者記名押印の上、各自1通を保有する。

平成 年 月 日

委託者 熊本市手取本町1番1号

熊本市
代表者 熊本市長 幸山政史 印

受託者 住所

氏名 印



目 次

第1章 総則	1
第1条 (総則)	1
第2条 (指示等及び協議の書面主義)	2
第3条 (契約の保証)	3
第2章 運搬業務	3
第1節 総則	3
第4条 (委託業務の範囲)	3
第5条 (契約期間)	4
第6条 (善管注意義務)	4
第7条 (許認可の取得)	4
第8条 (関連法令の遵守)	4
第9条 (権利義務の譲渡等)	4
第10条 (再委託の禁止)	4
第11条 (受託者に対する措置請求)	4
第12条 (履行報告)	5
第13条 (報告書等)	5
第2節 飛灰の運搬	5
第14条 (飛灰の運搬)	5
第15条 (運搬計画)	5
第16条 (運搬のユーティリティ条件)	6
第17条 (債務不履行の原因究明)	6
第18条 (臨機の措置)	6
第19条 (運搬業務の不能等)	6
第3節 飛灰の量	7
第20条 (飛灰の運搬量)	7
第4節 条件変更	8
第21条 (条件変更等)	8
第22条 (要求水準書等の変更)	9
第23条 (本件業務に係る受託者の提案)	9
第24条 (運搬業務委託費の改定方法等)	9
第3章 運搬業務委託費の支払	9

第25条	(運搬業務委託費の支払)	9
第4章	不可抗力等	10
第26条	(不可抗力)	10
第27条	(法令変更)	10
第5章	損害賠償等	10
第28条	(一般的損害)	10
第29条	(第三者に及ぼした損害)	11
第6章	契約の解除等	11
第30条	(猶予期間)	11
第31条	(委託者の解除権)	11
第32条	(委託者の協議による解除)	13
第33条	(受託者の解除権)	13
第34条	(相 殺)	14
第35条	(秘密保持義務)	14
第36条	(保険)	14
第37条	(委託者の履行遅延の場合における遅延利息)	15
第38条	(賠償金等の徴収)	15
第39条	(紛争の解決)	15
第40条	(民間事業者間の紛争)	15
第41条	(定めのない事項)	16

第1章 総則

(総則)

第1条 委託者及び受託者は、この契約書(頭書を含む。以下同じ。)に基づき、要求水準書に従い、日本国の法令を遵守し、この契約(第3項に定める書類及び図面を内容とする委託者と受託者が熊本市新西部環境工場整備及び運営事業に関して締結する運搬業務委託契約をいう。以下同じ。)を履行しなければならない。

2 この契約における用語の定義は、本文中に定義される用語を除き、次の定義に従う。なお、本条及び本文中に定義されない用語で要求水準書に定義される用語は、要求水準書の例による。

- (1) 「運営事業者」とは、本事業における運営業務を実施する主体として[●]グループが設立した[●]をいう。
- (2) 「運搬業務委託費」とは、委託者が受託者に対して支払う業務の履行の対価のことをいう。
- (3) 「技術提案書等」とは、本事業の入札公告の募集要項により提出される技術提案書、非価格要素提案書、事業計画書をいう。
- (4) 「再資源化工場」とは、受託者がこの契約に基づき飛灰を運搬する運搬先で、飛灰を再資源化する工場をいう。
- (5) 「成果物」とは、この契約、要求水準書に基づき、又はその他この契約に定める業務に関連して受託者が委託者に提出した書類、図面、写真、映像等の総称をいう(未完成の成果物及び業務を行う上で得られた記録等を含む。)
- (6) 「入札説明書」とは、本事業の入札に当たり委託者が公表した入札説明書及びこれに関する質疑回答をいう。
- (7) 「年度」とは、4月1日に開始し、翌年の3月31日に終了する1年をいう。
- (8) 「飛灰」とは、本施設における処理対象物の焼却処理によって発生するばいじんをいう。
- (9) 「不可抗力」とは、委託者及び民間事業者のいずれの責めにも帰すことのできない事由を意味し、暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、地滑り、落盤、騒乱、暴動、第三者の行為その他自然的又は人為的な現象のうち通常予見不可能なものをいう。
- (10) 「本件業務」とは、この契約に基づき委託者が受託者に委託する運搬業務をいう。
- (11) 「本施設」とは、本事業において要求水準書に従い建設される一般廃棄物処

理施設である熊本市新西部環境工場をいう。

- (12) 「本事業」とは、熊本市新西部環境工場整備及び運営事業をいう。
- (13) 「民間事業者」とは、[●]グループに属する事業者及び運営事業者をいう。
- (14) 「要求水準書」とは、本事業の入札公告において委託者が公表した本事業に関する入札資料のうち要求水準書及びこれに関する質疑回答をいう。

3 この契約を構成する書面及び図面は、次の各号に掲げるとおりとし、各号において齟齬がある場合の優先順位は、列挙された順序に従うものとする。但し、技術提案書等の記載内容のうち、要求水準書の定める基準、水準等を超える場合は、要求水準書と同位の順序にあるものとみなす。

- (1) この契約書
- (2) 要求水準書
- (3) 要求水準書「2. 関係法令等」に定める基準、仕様書等(以下「共通仕様書等」という。)
- (4) 技術提案書等

4 受託者は、本件業務をこの契約書に記載された履行期間(以下「履行期間」という。)において履行し、委託者は、その運搬業務委託費を支払うものとする。

5 受託者は、この契約書若しくは要求水準書に特別の定めがある場合又は委託者受託者協議がある場合を除き、業務を完了するために必要な一切の手段をその責任において定めるものとする。

6 この契約の履行に関して委託者受託者間で用いる言語は、日本語とする。

7 この契約書に定める金銭の支払に用いる通貨は、日本円とする。

8 この契約の履行に関して委託者受託者間で用いる計量単位は、要求水準書に特別の定めがある場合を除き、計量法(平成4年法律第51号)に定めるものとする。

9 この契約書及び要求水準書における期間の定めについては、民法(明治29年法律第89号)及び商法(明治32年法律第48号)の定めるところによるものとする。

10 この契約は、日本国の法令に準拠するものとする。

11 この契約に係る訴訟の提起又は調停(第39条の規定に基づき、委託者受託者協議の上選任される調停人が行うものを除く。)の申立てについては、熊本地方裁判所を合意による専属的管轄裁判所とする。

12 受託者が共同企業体を結成している場合は、委託者は、この契約に基づく全ての行為を共同企業体の代表者に対して行うものとし、委託者が当該代表者に対して行ったこの契約に基づく全ての行為は、当該企業体の全ての構成員に対して行ったものとみなし、また、受託者は、委託者に対して行うこの契約に基づく全ての行為について当該代表者を通じて行わなければならない。

(指示等及び協議の書面主義)

第2条 この契約書に定める指示、確認、請求、通知、報告、承諾及び解除(以下「指示

等」という。)は、書面により行わなければならない。

- 2 前項の規定にかかわらず、緊急やむを得ない事情がある場合は、委託者及び受託者は、前項に規定する指示等を口頭で行うことができる。この場合は、委託者及び受託者は、既に行った指示等を書面に記載し、7日以内にこれを相手方に交付するものとする。
- 3 委託者及び受託者は、この契約書の規定に基づき協議を行うときは、当該協議の内容を書面に記録するものとする。

(契約の保証)

第3条 受託者は、この契約の効力発生と同時に、次の各号のいずれかに掲げる保証を付さなければならない。ただし、第5号の場合は、履行保証保険契約の締結後、直ちにその保険証券を委託者に寄託しなければならない。

- (1) 契約保証金の納付
 - (2) 契約保証金の納付に代わる担保となる有価証券等の提供
 - (3) この契約による債務の不履行により生ずる損害金の支払を保証する銀行、委託者が確実と認める金融機関の保証
 - (4) この契約による債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険契約の締結
- 2 前項の保証に係る契約保証金の額、保証金額又は保険金額(第4項において「保証の額」という。)は、履行期間の各年度の運搬業務委託費(変動費の総額。変動費は計画処理量に基づき算出する。)の100分の10以上としなければならない。
 - 3 第1項の規定により、受託者が同項第2号又は第3号に掲げる保証を付したときは、当該保証は契約保証金に代わる担保の提供として行われたものとし、同項第4号に掲げる保証を付したときは、契約保証金の納付を免除する。
 - 4 運搬業務委託費の変更があった場合は、保証の額が変更後の各年度の運搬業務委託費(変動費の総額。変動費は計画処理量に基づき算出する。)の100分の10に達するまで、委託者は、保証の額の増額を請求することができ、受託者は、保証の額の減額を請求することができる。

第2章 運搬業務

第1節 総則

(委託業務の範囲)

第4条 委託者は、契約期間において、本件業務を受託者に委託し、受託者はかかる委託を受ける。業務範囲は、次の各号のとおりとする。なお、第1号の業務については、協議により、運営事業者の業務とすることができる。

- (1) 本施設から飛灰を運搬のための車両等に積み込む業務

- (2) 飛灰の運搬・管理業務
- (3) 飛灰の再資源化工場への持ち込み、荷卸し業務
- (4) 車両等の維持管理業務
- (5) その他運搬に関する一切の業務

2 運搬先その他の事項は別紙1のとおりとする。

(契約期間)

第5条 契約期間は、この契約書の頭書に定める停止条件が成就してこの契約の効力が発生したときから平成48年3月31日までとする。

2 契約期間のうち、前項に定める契約期間の開始日から履行期間開始までの期間を本件業務の準備期間とする。

3 履行期間は、平成28年3月1日から平成48年3月31日までの期間とする。

(善管注意義務)

第6条 受託者は、善良なる管理者の注意義務をもって、この約款及び要求水準書の各条項の規定に基づき、本件業務を実施しなければならない。

(許認可の取得)

第7条 受託者は、履行期間の開始までに、この契約の履行のために受託者に必要とされる全ての許認可を取得し、履行期間中これを維持し、また必要な届出等を行わなければならない。

(関連法令の遵守)

第8条 受託者は、本件業務の実施に当たり、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)、同施行令(昭和46年政令第300号)、同施行規則(昭和46年厚生省令第35号)、道路運送車両法(昭和26年法律第185号)を含む関連法令、関連規制等を遵守しなければならない。

(権利義務の譲渡等)

第9条 受託者は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。但し、あらかじめ、委託者の承諾を得た場合は、この限りでない。

2 受託者は、成果物を第三者に譲渡し、貸与し、又は質権その他の担保の目的に供してはならない。但し、あらかじめ、委託者の承諾を得た場合は、この限りでない。

(再委託の禁止)

第10条 受託者は、本件業務の全部又は一部の実施を他に委託し、又は請け負わせてはならない。

(受託者に対する措置請求)

第11条 委託者は、受託者の使用人がその業務の実施につき著しく不相当と認められるときは、受託者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。

- 2 受託者は、前項の規定による請求があったときは、当該請求に係る事項について決定し、その結果を請求を受けた日から 10 日以内に委託者に通知しなければならない。

(履行報告)

第12条 受託者は、要求水準書に定めるところにより、契約の履行について委託者に報告しなければならない。

(報告書等)

第13条 受託者は、月ごとに委託業務実績報告書を作成し、請求書とともに速やかに委託者に提出するものとする。

- 2 受託者は、第 1 項の報告書のほか、委託者が定める各種報告書を作成し、委託者に提出しなければならない。報告書の内容は委託者受託者協議の上、定める。
- 3 委託者は、前 2 項の各種報告書の内容に疑義があると認める場合、その他要求水準書に定める業務を適切に実施していないと判断した場合は、受託者に説明を求めることができる。この場合は、委託者は、受託者に対し、委託者が必要と認める範囲で、追加資料の提出又は当該業務に関し改善措置を求めることができ、受託者はかかる委託者の求めに対し誠実に対応しなければならない。
- 4 受託者は、各種報告書及びその他受託者がこの契約に基づき作成する書類につき、電子データの形で履行期間中保管するものとする。なお、委託者の求めがある場合は、受託者は、各種報告書及びその他受託者がこの契約に基づき作成する書類を電子データとして委託者に提出しなければならない。

第 2 節 飛灰の運搬

(飛灰の運搬)

第14条 受託者は、飛灰が飛散しないよう、また運搬中の飛灰の性状を変化させることなく本件業務を履行しなければならない。

- 2 受託者は、飛灰の運搬に用いる車両等の維持管理を行わなければならない。
- 3 受託者は、飛灰の運搬に用いる車両等を本件業務以外の目的に使用し、又は処分してはならない。但し、委託者の承諾を得た場合は、この限りでない。
- 4 受託者は、飛灰の運搬に用いる車両に関し、次に掲げる事項を遵守しなければならない。
 - (1) 車両に委託者が指示する表示をすること。
 - (2) 本件業務に関し委託者が指示する書面を車両に備え置くこと。
 - (3) 車両の運転手に対し定期的に安全運転教育を実施し、実施状況を委託者に報告すること。

(運搬計画)

第15条 受託者は、運搬経路については、運搬計画を提出し、委託者の承諾を得なけれ

ばならない。

- 2 受託者は、運搬経路を変更する場合は、運営事業者と協議の上、新たに運搬計画を作成して、委託者に提出し、その承諾を得なければならない。
- 3 前項の場合は、運搬経路の変更に伴う運搬費用の増加は受託者が負担する。但し、運搬経路の変更が不可抗力又は委託者の責めに帰すべき事由である場合はこの限りでない。
- 4 運搬の起点又は終点の変更が必要となった場合は、委託者受託者協議の上、合意によりこの契約を変更する。

(運搬のユーティリティ条件)

第16条 運搬に必要な燃料及びユーティリティについては、受託者が自ら確保することとする。また、燃料及びユーティリティの確保及び使用に要する費用は受託者の負担とする。

(債務不履行の原因究明)

第17条 運搬中に飛灰が再資源化できない性状に変化する等その他受託者による債務不履行が発生した場合は、受託者は、速やかにその旨を委託者に通知するとともに、原因の究明に努める等本件業務の完全な履行ができるように、本件業務の運搬方法の改善等を行わなければならない。

- 2 前項の場合において、委託者は、必要と認めるときは、受託者に本件業務の停止を指示することができ、受託者は、これに従わなければならない。

(臨機の措置)

第18条 受託者は、運搬中に飛灰の飛散等の事故が発生したときは、引き続き飛灰の飛散の防止措置、飛散した飛灰の除去、人の健康又は生活環境に係る被害を防止するための応急の措置等の臨機の措置をとらなければならない。また、受託者は、災害防止のために必要があると認めるときは、臨機の措置をとらなければならない。これらの場合において、必要があると認めるときは、受託者は、あらかじめ、委託者の意見を聴かななければならない。但し、緊急やむを得ない事情があるときは、この限りでない。

- 2 前項の場合は、受託者は、そのとった措置の内容を委託者に直ちに通知しなければならない。
- 3 委託者は、災害防止その他業務を行う上で特に必要があると認めるときは、受託者に対して臨機の措置をとることを請求することができる。
- 4 受託者が第1項又は前項の規定により臨機の措置をとった場合は、当該措置に要した費用のうち、受託者が運搬業務委託費の範囲において負担することが適当でない委託者が認める部分については、委託者がこれを負担する。

(運搬業務の不能等)

第19条 受託者は、この契約、要求水準書及び技術提案書等に従った本件業務の履行が

できなくなったとき又はそのおそれがあると認めるときは直ちに委託者に報告しなければならない。

- 2 受託者は、前項に従い委託者に報告したときは、この契約、要求水準書及び技術提案書等に従った本件業務の実施ができない又はそのおそれが認められる原因を自らの費用で調査し、調査の結果を委託者に報告しなければならない。
- 3 委託者は、再資源化工場において、要求水準書及び技術提案書等に従った飛灰の再資源化ができない旨の報告を受けたときは、受託者に対して、飛灰を委託者の指定する代替の再資源化工場又は最終処分場に運搬することを指示できるものとする。委託者はかかる運搬に関して受託者に生じた増加費用を負担しない。
- 4 委託者は、受託者から第 1 項の報告を受けたときは、受託者の飛灰の運搬(前項による最終処分場への運搬を含む。)を受託者以外の者に委託することができる。
- 5 受託者の責めに帰すべき事由により要求水準書及び技術提案書等に従った飛灰の処理ができず、飛灰が委託者の最終処分場で埋め立て処分された場合は、受託者は、飛灰の最終処分場への搬入(最終処分に必要な前処理の費用を含む。)及び最終処分場での処分に必要な費用を負担するほか、技術提案書等に記載された飛灰の再資源化の費用(飛灰の最終処分場への搬入量に再資源化の費用を乗じて得られた金額)の 20 パーセントに相当する金額を委託者に支払わなければならない。
- 6 受託者は、前項により負担すべき金額及び違約金につき、委託者から請求を受けたときは速やかに支払わなければならない。

第 3 節 飛灰の量

(飛灰の運搬量)

- 第20条 委託者は、受託者に対して本件業務を委託する飛灰の量について、運搬計画に示された量に近い量を引き渡すよう努める。但し、委託者は受託者に飛灰の運搬を委託する義務を負うものではなく、受託者は、運搬量の減少による運搬業務委託費の減少分又は増加分の補填等の請求をすることはできない。
- 2 受託者が運搬する飛灰の量が技術提案書による提案によって計画された搬送量から大幅に減少し、かかる状態が将来にわたり継続すると認められる場合は、委託者受託者及び運営事業者間で協議するものとする。
 - 3 第 1 項但書にかかわらず、履行期間の各年度につき、本施設に搬入された処理対象物の性状が要求水準書に示された計画ごみの性状を逸脱しており、かかる逸脱が原因で、受託者の本件業務の実施に増加費用が生じた場合は、当該増加費用のうち当該年度の運搬業務委託費(当該年度の計画処理量に変動費単価を乗じた金額)の 5 パーセントに相当する金額を超える超過分については、委託者が負担

する。

- 4 委託者は、前項により受託者の増加費用を負担する場合は、各年度の最終月の運搬業務委託費の支払と共に委託者の負担分に相当する金額を支払うものとする。
- 5 前項による委託者の負担金額の算出や支払について、この契約に定めのない細目的事項は、委託者受託者が協議して定めることができる。

第4節 条件変更

(条件変更等)

- 第21条 受託者は、本件業務を行うに当たり、次の各号のいずれかに該当する事実を発見したときは、その旨を直ちに委託者に通知し、その確認を請求しなければならない。
- (1) 函面、要求水準書（質疑回答を除く。）及び要求水準書に対する質疑回答が一致しないこと（これらの優先順位が定められている場合を除く。）。)
 - (2) 要求水準書に誤謬又は脱漏があること。
 - (3) 要求水準書の表示が明確でないこと。
 - (4) 履行上の制約等要求水準書に示された自然的又は人為的な履行条件が実際と相違すること。
 - (5) 要求水準書に明示されていない履行条件について予期することのできない特別な状態が生じたこと。
- 2 委託者は、前項の規定による確認を請求されたとき又は自ら前項各号に掲げる事実を発見したときは、受託者の立会いのもと、直ちに調査を行わなければならない。但し、受託者が立会いに応じない場合は、受託者の立会いを得ずに行うことができる。
 - 3 委託者は、受託者の意見を聴いて、調査の結果（これに対してとるべき措置を指示する必要があるときは、当該指示を含む。）をとりまとめ、調査の終了後 14 日以内に、その結果を受託者に通知しなければならない。但し、その期間内に通知できないやむを得ない理由があるときは、あらかじめ、受託者の意見を聴いた上で、当該期間を延長することができる。
 - 4 前項の調査の結果により第1項各号に掲げる事実が確認された場合において、必要があると認められるときは、委託者は、要求水準書の訂正又は変更を行わなければならない。
 - 5 前項の規定により要求水準書の訂正又は変更が行われた場合において、委託者は、必要があると認められるときは、履行期間若しくは運搬業務委託費を変更し、又は受託者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(要求水準書等の変更)

第22条 委託者は、前条第4項の規定によるほか、必要があると認めるときは、要求水準書又は本件業務に関する指示(以下本条及び次条において「要求水準書等」という。)の変更内容を受託者に通知して、要求水準書等を変更することができる。この場合において、委託者は、必要があると認められるときは運搬業務委託費を変更し、又は受託者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(本件業務に係る受託者の提案)

第23条 受託者は、要求水準書等について、技術的又は経済的に優れた代替方法その他改良事項を発見し、又は発案したときは、委託者に対して、当該発見又は発案に基づき要求水準書等の変更を提案することができる。

- 2 委託者は、前項に規定する受託者の提案を受けた場合において、必要があると認めるときは、要求水準書等の変更を受託者に通知するものとする。
- 3 委託者は、前項の規定により要求水準書等が変更された場合において、必要があると認められるときは、運搬業務委託費を変更しなければならない。

(運搬業務委託費の改定方法等)

第24条 運搬業務委託費の改定については、履行期間の5年毎に、実勢価格を参考として、委託者受託者協議して定める。次年度の熊本市当初予算を確定するときまでに協議が調わない場合は、協議を実施した事業年度の単価を据え置くものとする。

- 2 受託者は、委託者に対して実勢価格を参考にするための合理的な資料を提出しなければならない。
- 3 委託者は、前項に基づく受託者による資料の提出が不十分であると判断した場合に、受託者に追加資料の提出を求めることができ、また自ら資料を収集して協議の資料とすることができる。
- 4 運搬業務委託費の改定については、9月末を目処として協議し、協議により定めた運搬業務委託費を翌年度から適用する。

第3章 運搬業務委託費の支払

(運搬業務委託費の支払)

第25条 運搬業務委託費は、契約期間にわたる計画処理量に基づく総額の概算として金●円(消費税を含む。)とする。

- 2 受託者は、民間事業者から報告を受けた月間の処理対象物の搬入量に当該年度に適用される変動費単価を乗じて得られた金額(1円未満切捨て)を別紙2に従い算定し、当該翌月●日までに、委託業務実績報告書に記載して、委託者に通知す

るものとする。

- 3 委託者は、前項の通知の受領の翌日から●日以内に、処理対処物の搬入量を確認し、減額等があるときは減額等の金額とともに、結果を受託者に通知するものとする。受託者は検査に合格したときは、当該金額の請求書を委託者に提出するものとする。
- 4 委託者は、受託者からの運搬業務委託費に関する請求書を受領後、30日以内に、運搬業務委託費を受託者の指定した銀行口座に入金するものとする。

第4章 不可抗力等

(不可抗力)

- 第26条 不可抗力により運搬経路の状態が著しく変化したため、受託者が業務を行うことができないと認められるときは、委託者は、本件業務を中止すべき旨及びその内容を直ちに受託者に通知して、本件業務の全部又は一部を一時中止させなければならない。
- 2 委託者は、前項の規定によるほか、必要があると認めるときは、本件業務の中止内容を受託者に通知して、本件業務の全部又は一部を一時中止させることができる。
 - 3 通知日以降にかかる不可抗力の事由が止み、本件業務の続行が可能となるときまで、当事者は、この契約上の履行義務を免れるものとする。

(法令変更)

- 第27条 委託者は、この契約締結後に法令変更が行われ受託者の本件業務の実施に増加費用が生じるときは、実勢価格を参考にして、委託者が合理的な範囲で運搬業務委託費を増額する。
- 2 法令変更により、受託者の本件業務実施の費用が減少するときは、協議により必要に応じて運搬業務委託費を減額するものとする。
 - 3 法令変更によって、本件業務ができなくなった場合又は飛灰を再資源化することができなくなった場合、委託者はこの契約を解除することができる。
 - 4 前項の解除の場合は、委託者受託者は互いに損害の賠償を請求することができない。

第5章 損害賠償等

(一般的損害)

- 第28条 契約の履行について生じた損害については、受託者がその費用を負担する。但し、その損害(要求水準書に定めるところにより付された保険によりてん補された部分を除く。)のうち委託者の責めに帰すべき事由により生じたものについて

は、委託者が負担する。

(第三者に及ぼした損害)

第29条 本件業務を行うにつき第三者に及ぼした損害について、当該第三者に対して損害の賠償を行わなければならないときは、受託者がその賠償額を負担する。

2 前項の規定にかかわらず、同項に規定する賠償額(要求水準書に定めるところにより付された保険によりてん補された部分を除く。)のうち、委託者の指示、貸与品等の性状その他委託者の責めに帰すべき事由により生じたものについては、委託者がその賠償額を負担する。但し、受託者が、委託者の指示又は貸与品等が不相当であること等委託者の責めに帰すべき事由があることを知りながらこれを通知しなかったときは、この限りでない。

3 前2項の場合その他業務を行うにつき第三者との間に紛争を生じた場合は、委託者と受託者が協力してその処理解決に当たるものとする。

第6章 契約の解除等

(猶予期間)

第30条 委託者は、この契約に特に規定がある場合のほか、受託者がこの契約に従った本件業務の実施ができなくなったときは、受託者が本件業務を再開することが事実上不可能と認めるときを除き、受託者に最長 60 日の猶予期間を与えるものとする。

(委託者の解除権)

第31条 委託者は、受託者のいずれかが次の各号のいずれかに該当するときは、受託者に対し催告することなく、この契約を解除することができる。

- (1) 正当な理由なく、契約の履行に着手すべき期日を過ぎても着手しないとき。
- (2) その責めに帰すべき理由により履行期間の開始までに業務開始の準備が整わないとき、履行期間内に契約の履行の全部を完了しないとき又は履行期間経過後相当の期間内に契約の履行の全部を完了する見込みが明らかでないとき認められるとき。
- (3) 契約の履行に当たって法令の規定により必要な許可又は認可等を失ったとき。
- (4) 本事業に係る基本契約書第 15 条第 1 項各号のいずれかに該当したとき。
- (5) 受託者がこの契約及び要求水準書に従った本件業務の履行を行わず、委託者が前条により最長 60 日(但し、委託者がこの契約の規定に従い 60 日より長い猶予期間を設けた場合は当該期間とする。)の猶予期間を設けて受託者に請求しても受託者が当該猶予期間内にこの契約及び要求水準書に従った本件業務の履行を行わないとき。

- (6) 受託者が本事業を放棄したと認められるとき。
- (7) 受託者に係る破産、会社更生、民事再生若しくは特別清算のいずれかの手続について、取締役会でその申立等を決議したとき若しくはその申立等がされたとき、又は支払不能若しくは支払停止となったとき
- (8) 経営状態が悪化し又はそのおそれがあると認められる相当の理由があるとき。
- (9) 受託者が地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項に規定する者に該当することとなったとき。
- (10) 第33条第1項の規定によらないでこの契約の解除を申し出たとき。
- (11) 本件業務に関して廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)、同施行令(昭和46年政令第300号)、同施行規則(昭和46年厚生省令第35号)を含む関連法令、関連規制等に定める基準(同施行令第4条第1号から第3号までに定める基準を含む。)に適合しなくなったとき。
- (12) 受託者がこの契約に従った本件業務ができなくなり、再び本件業務を継続することが事実上不可能であると、委託者が認めるとき。
- (13) 前12号に掲げる場合のほか、この契約に違反し、その違反によりこの契約の目的を達することができないと認められるとき。
- (14) 受託者(受託者が共同企業体であるときは、その構成員のいずれかの者。以下この号において同じ。)が次のいずれかに該当するとき。
 - ア 役員等(法人にあつては非常勤を含む役員、支配人、支店長、営業所長その他これに類する地位にある者及び経営に実質的に関与している者を、法人格を有しない団体にあつては代表者及び経営に実質的に関与している者を、個人にあつてはその者及びその者の支配人をいう。以下この号において同じ。)が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。)第2条第6号に規定する暴力団員(以下この号において「暴力団員」という。)であると認められるとき。
 - イ 暴力団(暴力団対策法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この号において同じ。)又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。
 - ウ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用する等の行為をしたと認められるとき。
 - エ 役員等が暴力団又は暴力団員に対し資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接又は積極的に暴力団の維持若しくは運営に協力し、又は関与していると認められるとき。
 - オ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有し

ていると認められるとき。

カ 下請契約、資材又は原材料の購入契約その他の契約に当たり、その相手方がアからオまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者との契約を締結したと認められるとき。

キ 受託者がアからオまでのいずれかに該当する者を下請契約、資材又は原材料の購入契約その他の契約の相手方としていた場合(カに該当する場合を除く。)に、委託者が受託者に対して当該契約の解除を求め、受託者がこれに従わなかったとき。

- 2 前項の規定(第4号に基づく場合を除く。)により契約が解除された場合は、受託者は、履行期間の1年間に係る運搬業務委託費(当該年度の計画処理量に変動費単価を乗じた金額)の100分の10に相当する額を違約金として委託者の指定する期間内に支払わなければならない。

(委託者の協議による解除)

第32条 委託者は、履行期間中、各5年度目の末日において、この契約を解除することができる。

- 2 委託者は、前項の解除権を行使するためには、遅くとも解除権行使日の1年前から受託者とこの契約の継続及び解除について協議開始の通知をしていなければならない。
- 3 委託者は第1項の解除権を行使するに当たり、委託者の解除の必要性その他の社会情勢、市場の動向及び前項による受託者との協議の結果を踏まえて判断しなければならない。
- 4 第1項の解除によりこの契約が終了するときは、委託者及び受託者は、相手方に対し損害の賠償その他の一切の請求をすることができない。

(受託者の解除権)

第33条 受託者は、次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

- (1) 受託者の責めに帰すべき事由による場合を除き、委託者による飛灰の搬入停止が履行期間の6月を超えたとき。但し、停止が契約の履行の一部のみの場合は、その一部を除いた他の部分の契約の履行が完了した後3月を経過しても、なおその停止が解除されないとき。
 - (2) 委託者がこの契約に違反し、その違反によってこの契約の履行が不可能となったとき。
- 2 受託者は、前項の規定によりこの契約を解除した場合において、損害があるときは、その損害の賠償を委託者に請求することができる。

第7章 補 則

(相 殺)

第34条 委託者は、この契約に基づいて委託者が負う債務をこの契約又は他の契約に基づいて受託者が負う債務と相殺することができる。

(秘密保持義務)

第35条 委託者及び受託者は、この契約に関連して相手方から秘密情報として受領した情報を秘密として保持し、かつ責任をもって管理し、この契約の履行以外の目的でかかる秘密情報を使用してはならず、この契約に別段の定めがある場合を除いては、相手方の事前の承諾なしに第三者に開示してはならない。

2 次の情報は、前項の秘密情報に含まれないものとする。

- (1) 開示のときに公知である情報
- (2) 相手方から開示されるよりも前に自ら正当に保持していたことを証明できる情報
- (3) 相手方に対する開示の後に、委託者又は受託者のいずれの責めにも帰すことのできない事由により公知となった情報
- (4) 委託者及び受託者が、この契約に基づく秘密保持義務の対象としないことを署名により合意した情報

3 第1項の定めにかかわらず、委託者及び受託者は、次の場合は相手方の承諾を要することなく、相手方に対する事前の通知を行うことにより、秘密情報を開示することができる。但し、相手方に対する事前の通知を行うことが、権限ある関係当局による犯罪捜査等へ支障を来たす場合は、かかる事前の通知を行うことを要さない。

- (1) 弁護士、公認会計士、税理士、公務員等の法令上の守秘義務を負担する者に開示する場合
- (2) 法令等に従い開示が要求される場合
- (3) 権限ある官公署の命令に従う場合
- (4) 委託者と受託者につき守秘義務契約を締結した委託者のアドバイザー及び受託者の下請企業に開示する場合
- (5) 委託者が本事業に関する業務を受託者以外の第三者に委託する場合の当該第三者に開示する場合又はかかる第三者を選定する手続において特定又は不特定の者に開示する場合

(保険)

第36条 受託者は、技術提案書等に基づき火災保険その他の保険を付したとき又は任意に保険を付しているときは、当該保険に係る証券又はこれに代わるものを直ちに委託者に提示しその写しを委託者に提出しなければならない。

(委託者の履行遅延の場合における遅延利息)

第37条 委託者の責めに帰すべき事由により、第 25 条第 4 項の規定による運搬業務委託費の支払が遅れた場合は、受託者は、未受領金額につき、遅延日数に応じ、契約日における、政府契約の支払遅延防止等に関する法律(昭和 24 年法律第 256 号)第 8 条第 1 項の規定に基づき財務大臣が決定する率(次条において「本利率」という。)を乗じて計算した額の遅延利息の支払を委託者に請求することができる。

(賠償金等の徴収)

第38条 受託者がこの契約に基づく賠償金、損害金又は違約金を委託者の指定する期間内に支払わないときは、委託者は、その支払わない額に委託者の指定する期間を経過した日から運搬業務委託費支払の日まで、本利率で計算した利息を付した額と、委託者の支払うべき運搬業務委託費とを相殺し、なお不足があるときは追徴する。

- 2 前項の追徴をする場合は、委託者は、受託者から遅延日数につき、本利率で計算した額の延滞金を徴収する。

(紛争の解決)

第39条 この契約書の各条項において委託者受託者協議して定めるものにつき協議が調わなかったときに委託者が定めたものに受託者が不服がある場合その他契約に関して委託者受託者間に紛争を生じた場合は、委託者及び受託者は、協議の上調停人 1 名を選任し、当該調停人のあっせん又は調停によりその解決を図る。この場合は、紛争の処理に要する費用については、委託者受託者協議して特別の定めをしたものを除き、調停人の選任に係るものは委託者受託者折半し、その他のものは委託者受託者それぞれが負担する。

- 2 前項の規定にかかわらず、受託者の使用人又は受託者から業務を委任され、又は請け負った者の業務の実施に関する紛争については、第 11 条第 2 項の規定により受託者が決定を行った後又は委託者若しくは受託者が決定を行わずに同条第 2 項の期間が経過した後でなければ、委託者及び受託者は、第 1 項のあっせん又は調停の手続を請求することができない。
- 3 第 1 項の規定にかかわらず、委託者又は受託者は、必要があると認めるときは、同項に規定する紛争解決の手続前又は手続中であっても同項の委託者受託者間の紛争について民事訴訟法(平成 8 年法律第 109 号)に基づく訴えの提起又は民事調停法(昭和 26 年法律第 222 号)に基づく調停の申立てを行うことができる。

(民間事業者間の紛争)

第40条 民間事業者のいずれか又は複数の責めに帰すべき事由によって、受託者が損害を被った場合は、受託者は運営事業者による民間事業者間の調整に協力して問題の解決を図らなければならない。

- 2 前項の場合は、受託者は、委託者に損害の賠償を請求することができない。

(定めのない事項)

第41条 この契約に定めのない事項については、熊本市契約事務取扱規則(昭和39年熊本市規則第7号)によるものとし、同規則に定めのない事項については、委託者及び受託者が別途協議して定めることとする。

[以下余白]

別紙1 (第4条関係)

運搬業務の内容

	ルート
運搬区間	本施設から[●]の再資源化工場
運搬量/年	[●]t
運搬方法	[●]

運搬業務委託費の内訳

1. 運搬業務委託費の構成と算出方法

運搬業務委託費は、次式により算出されるものとする。

運搬業務委託費 = 変動費単価(円/処理対象物 t) × 本施設への処理対象物の搬入量(t)

2. 変動費単価

変動費単価(消費税及び地方消費税含む)

変動費単価(円/処理対象物 t) : 処理対象物 1 t 当たりの変動的な処理単価

変動費単価 : 金 ●円/処理対象物 t

3. 減額

- (1) 委託者が飛灰の運搬を受託者以外の第三者に委託した場合は、第三者に運搬を委託した飛灰の量に、技術提案書に記載された処理対象物 1 トン当たりの搬送費用を乗じた金額で算出された金額を、1. で算出された金額から減額する。
- (2) 第 19 条第 5 項で受託者が負担すべき最終処分に要する費用があるときは、これを 1. で算出した金額から控除する。